

令和7年度

千葉県介護テクノロジー 定着支援事業費補助金

■事前申請期間

令和7年
8月4日(月)～
8月27日(水)
17時

※ちば電子申請サービスによる受付

■実施事業

・介護テクノロジー等の導入支援

【補助対象】

(ア) 重点分野に該当する介護テクノロジー（経産省と厚労省が定める「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する機器等

(イ) その他

介護重視者の身体的負担の軽減、間接業務時間の削減等につながる業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると県が判断した機器等

・介護テクノロジーのパッケージ型導入支援

【補助対象】

介護テクノロジーのうち、「介護業務支援」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーを同時に導入する場合の導入機器等

■導入支援共通要件

- ・千葉県介護業務効率アップセンターの「介護現場に係る業務改善推進セミナー」を受講していること。
- ・業務改善計画の作成、機器の導入等について千葉県介護業務効率アップセンターに相談すること。

■補助率 4分の3

■補助対象事業者

- ・千葉県内に所在する介護保険法に基づく介護サービス事業所
- ・新規対象 老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム



チーバくん

■事業詳細

交付申請様式や
各種詳細は県HPまで。

検索→[千葉県 介護テクノロジー]



■事前申請受付フォーム

[ちば電子申請サービス]

■千葉県介護業務効率アップセンター 業務改善推進セミナー動画

